



## 北里大学同窓会福井県支部 ホームページ管理運用規程

### (目的)

第1条 本規程は、北里大学同窓会福井県支部がインターネット・ホームページを活用して技師会に関する情報を広く一般に公開し、同窓会活動に関心を寄せる方々の理解と協力を得る為に、ホームページの管理運用について必要な事項を定めるものである。

### (ホームページ管理者)

第2条 ホームページ管理者(以下「管理者」という)は支部長が務め、ホームページの管理運用及びセキュリティ対策の責務を担う。

### (ホームページ管理運営)

第3条 ホームページに関わる事項は、理事会において協議のうえ決定する。

2 理事会は、次の事項を所掌する。

- (1) ホームページの管理運用に関すること
- (2) ホームページの掲載内容に関すること
- (3) セキュリティに関すること
- (4) 人権尊重及び個人情報の保護に関すること
- (5) 知的所有権に関すること
- (6) その他

### (不正侵入及び改ざん等への対応)

第4条 管理者は、ホームページのシステムの安全性(セキュリティ)を確保する。

- (1) 管理者は、ホームページに対して不正侵入の防御、早期発見及び迅速かつ適切な対応を行う。
- (2) コンピュータウイルスの感染を防ぐ為に、常にウイルスチェック済みのメディア(データ)を使用する。
- (3) 定期的にウイルスチェック・ソフトウェアを使用し、感染の早期発見に努める。
- (4) コンピュータウイルスに感染した場合は、その状況把握及び対策を速やかに行う。

### (個人情報・知的所有権の保護)

第5条 ホームページに情報を掲載する場合は、人権尊重、個人情報、著作権等の知的所有権の保護に十分注意する。

- (1) 会員の氏名、住所、電話番号、生年月日、成績等の個人情報は掲載しない。
- (2) 会員個人や所属施設を特定できる文章や写真をホームページに掲載する場合は、本人の同意を得たうえで行う。なお、氏名の表示について掲載の必要がある場合も、同様に本人の同意を得る。

- (3) 著作権等に関わる知的所有物をホームページに掲載する場合は、必ず知的所有権者の了解を得て行う。また、知的所有権の存在を明記する。

( 機器類の管理 )

第6条 ホームページをインターネット・サービス・プロバイダにアップロードする為のパソコン等の機器類、ネットワーク及びソフトウェア（以下「機器類」という）は、管理者が管理する。

- 2 機器類については、機種、導入済ソフトウェア、ライセンス、設置日（購入日）、保守連絡先等の事項を所定の台帳に記載して管理する。
- 3 管理者は、以下の事項に注意を払う。
  - (1) 機器類の盗難防止に十分な注意を払うこと
  - (2) 記録媒体の管理に留意すること
  - (3) 不要になった情報は、速やかに削除すること
  - (4) 不要になった記録媒体を廃棄するときは、情報が漏洩しないようデータを完全に削除すること
  - (5) 機器類に保有している情報の保護に努め、データ破壊、改ざん、情報漏洩等の事故を起こさないようにすること

( アクセス管理 )

第7条 ユーザアカウントは管理者及び責任者のみが使用できるものとする。

- 2 ユーザアカウントによるアクセスの開始時刻及び終了時刻、使用者名等の事項を所定の台帳に記載して管理する。
- 3 ユーザアカウントのパスワードは、第三者に推測されにくいように設定する。
- 4 ホームページ上に掲載するデータは、アップロード前に必ずバックアップを行い、アップロード後も定期的に比較検証する。

( ホームページに掲載する情報 )

第8条 ホームページに掲載する情報は、次に掲げるものとする。

- (1) 支部の沿革、運営、組織図、管理運用規程
- (2) 支部事務局の所在地
- (3) 大学、同窓会の近況
- (4) 支部の歩み
- (5) 支部活動（行事）
- (6) 理事会、定期総会、講演会、懇親会等の案内
- (7) 支部会報
- (8) 各種申請書類
- (9) 地域の情報
- (10) リンク
- (11) その他

(電子メールによる意見、要望等の受付)

第9条 ホームページに関する意見、要望等の受付先として、電子メールアドレスを公開する。

(禁止事項)

第10条 次に掲げる項目に該当する情報は、ホームページに掲載しない。

- (1) 会員または特定の人物の生命、人権、財産等が侵害される恐れのある情報
- (2) 第三者を誹謗中傷したり、第三者に不利益等をもたらすもの
- (3) 宗教、政治に関わる情報
- (4) 犯罪行為に結びつく恐れのあるもの
- (5) 法律に違反するもの、公共の福祉に反するもの及び教育上不適切なもの
- (6) 営利を目的としたもの

附 則

この規定は、平成24年8月1日から施行する。